

一般質問とは、議員が市政の執行状況や方針などを質問し、市の考え方を明らかにするものです。内容を要約し、発言順に掲載しています。※今定例会は演壇、質問席に飛沫防止パネルを設置しているため、適宜マスクを外すことを認めています。



横山和雄 議員
が問う！

相馬市観光地への
継続的な誘客を!!

相馬市の観光について

大きな観光資源である海を臨む本市にとって令和2年度完成が予定されている相馬福島道路の東北道への接続は多くの周辺市町村、県外からの集客に大きな貢献をするものと考えます。復興市民市場の状況が現状を維持し、相馬市観光業を更に拡大・発展させていくにも、今後も継続した集客が必要であると考え、質問する。

復興市民市場への今後の観光客促進計画について問う。

新型コロナウイルス感染症対策として密集・密接を誘発しかねないイベント等の開催

を、現在、見合わせている状況だが、今後、集客状況に落ち込みがみられた場合には、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、例えばマグロの解体ショーや魚類の無料配布などをはじめとする集客イベントの開催を検討していきたいと考えている。市としては、相馬復興市民市場と併せて、尾浜こども公園、尾浜ビーチバレーボール場、伝承鎮魂祈念館などの周辺施設を、市及び相馬復興市民市場のホームページ等を通じて県内外に広くPRし、来場者の誘客に取り組みしていきたいと考えている。

クルーズ船の相馬港寄港計画について問う。

クルーズ船の寄港による地域の振興及び活性化を図るために設立された「相馬港クルーズ振興協議会」は、令和2年、本格的にクルーズ船の誘致活動などに取り組みとともに、北海道周遊クルーズ船を相馬港から出発させる予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、運航が中止となった。市は、9月にクルーズ船の運航に関する業界団体が、クルーズ船における感染症対策のガイドラインを公表したことを踏まえ、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を注視しつつ、実現に向けて、国や県と連携して、運航会社と協議をするともに、クルーズ船寄港時の感染症対策についても検討していきたいと考えている。

その他の質問

相馬港周辺の産業について



山中宣明 議員
が問う！

復興・創生期間終了後、
風評被害払拭の為の新たな
予算措置はあるのか!!

令和3年度の予算の考え方に
ついて

東日本大震災から10年が経過し、復興・創生期間終了で相馬市の一般会計が減少することが想定される。減少が考えられる予算でどの様な運営をしていくのかについて伺う。

復興・創生期間終了に於ける今後の予算への影響について問う。

市は、東日本大震災からの復旧・復興に関するハード面の整備が概ね終了したことにより、令和3年度当初予算の歳入歳出の総額は、令和2年度に比べ大きく減少するものと見込んでいる。

しかし、市は、令和3年度以降も、心のケア等の被災者支援や風評対策、放射能対策などのソフト事業を継続する考えであり、国においても、心のケア等の被災者支援や原子力災害に起因する事業等について、財政支援を継続することを閣議決定している。

令和3年度の一般会計予算の見通しと
編成方針について問う。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度の市税等の減少が懸念されることから、自主財源の減少を補てんする地方交付税や、各事業の財源となる交付金、補助金などに関する国の動向について情報収集に努めるとともに、全国市長会を通じて税収の減収に見合った地方交付税の増額を求めている。併せて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についても十分に措置されるよう、強く国に対して要望している。市は、このような状況のもと、令和3年度の一般会計予算において、「相馬市マスタープラン2017に掲げる目標の達成」、「スクラップ・アンド・ビルドを前提にした事業の見直し」、「費用対効果に基づくコスト意識の徹底」などを基本に、喫緊の課題である「新型コロナウイルス感染症対策」及び「令和元年東日本台風の復旧事業」を含めた各種事業に取り組めるよう、現在、その編成作業を行っている。

その他の質問

相馬復興市民市場の現状について



根岸利宗 議員
が問う！

多様なニーズに対応
できるよう大幅な改善が
必要ではないか!!

保健センターのあり方について

保健センターは、市民の健康づくりの拠点として、相談や健診等を通じ、その役割を担ってきている。現在、相馬保健所と連携し、新型コロナウイルス感染症対策にもあたっているが、改めて業務を精査し、充実・強化を図っていくべきと考えます。また、施設の現状も建て替え等大幅な改善が必要であると考え、質問する。

子育て世代包括支援センターの取り組みについて問う。

子育て世代包括支援センターで求められる必須の業務は、①妊産婦、乳幼児等の実

情を把握する。②妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行う。③保護者に対する支援プランを策定する。④保健・医療、または福祉の関係機関との連絡調整を行う。の4点である。

これらのうち①、②、④は現行の母子保健業務の中で既に実現できており、③の支援プランの策定は開設以降、業務量が増えるということが見込まれるが、特別に新たな施設を必要とするほどのものではなく、現行の業務の中でかなりの部分が解決していると考えている。

施設の充実及びプライバシーの保護について問う。

市保健センターの建物は、鉄筋コンクリート構造のため、耐震性が保たれていることから、必要な修理・改修を行い使用している。施設の改築・新築の必要性については、建物の老朽化をはじめ、使い勝手、あるいは業務面積拡大等から、いろいろとご指摘やご意見をいただいているところであるが、財源的にも決して余裕のある状況ではないことから、慎重な検討を要するものと考えている。

また、相談業務などについては、地方公務員法の守秘義務の規定に基づき、個人のプライバシーに配慮した取り扱いをしており、事件性のあることで特別に配慮が必要な案件に関しては、ほかの相談者との時間をずらすなどの配慮をして対応している。

その他の質問

経済活性化施策について

